

指定管理者制度における賃金水準スライド方式導入要領

令和6年6月

新潟市総務部行政経営課

【賃金水準スライド方式導入の目的・背景】

指定管理者制度は、多様化する市民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、市民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的として、平成 15 年の地方自治法の改正により導入された制度であり、本市としても積極的に活用してきました。

本市の指定管理者制度の運用では、物価変動や最低賃金の変動といった指定期間中に想定されるリスクについては、リスクを最もよく管理することができる者、本来そのリスクを負担すべき者が当該リスクを分担することを基本とし、施設で働く従業員の賃金や業務内容といった労働条件は、指定管理者の責任と裁量の範囲としてきました。そのため、指定期間中の賃金水準の変動に伴う人件費の増減については、あらかじめ指定管理者が想定して応募するものとして、指定管理料を取り扱ってきました。

しかしながら、新潟県における都道府県別最低賃金は、令和 2 年の改正を除き、約 3% の上昇が続いている状況です。

指定管理者は、施設の適切な管理運営を行うべく、利用料金や指定管理料といった収入を管理運営に要する経費に配分を行いますが、人件費の高騰が管理運営に必要な経費配分に影響を与える可能性が考えられます。また、施設で働く職員の対応は、施設の管理運営の向上に寄与している一つと考えられますが、対応によっては、市民サービスの低下を招く可能性もあり、労働意欲が影響している場合が考えられます。

このことから、施設で働く職員の労働環境の向上、施設の適切な管理運営の維持の観点から、雇用労働環境の目安である賃金水準の変動に応じて、2 年目以降の指定管理料を変更する仕組み（以下「賃金水準スライド方式」という。）を導入することとします。

【賃金水準スライド方式について】

（1）制度概要

- ・指定期間 2 年目以降の人件費について、雇用形態別の賃金水準を計る指標を基に算出した変動率を用いて、各年度の見直し額を算出し、翌年度の指定管理料に反映させます。
- ・変動率がプラスになる場合は指定管理料を増額し、マイナスになる場合は減額します。なお、指定期間 1 年目については、選定時の提案において、人件費の変動が見込まれているものとして適用しないこととします。

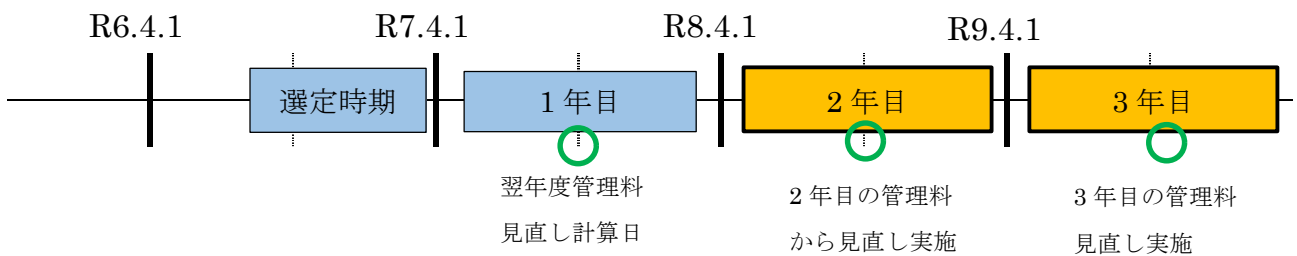
（イメージ）

$$\begin{array}{l} \text{指定管理料増加（減少）額} \\ \text{（見直し額）} \end{array} = \begin{array}{l} \boxed{\text{直接人件費}} \\ \text{（賃金水準変動影響分）} \end{array} \times \begin{array}{l} \boxed{\text{指標変動率}} \\ \text{（市が示す変動率）} \end{array}$$

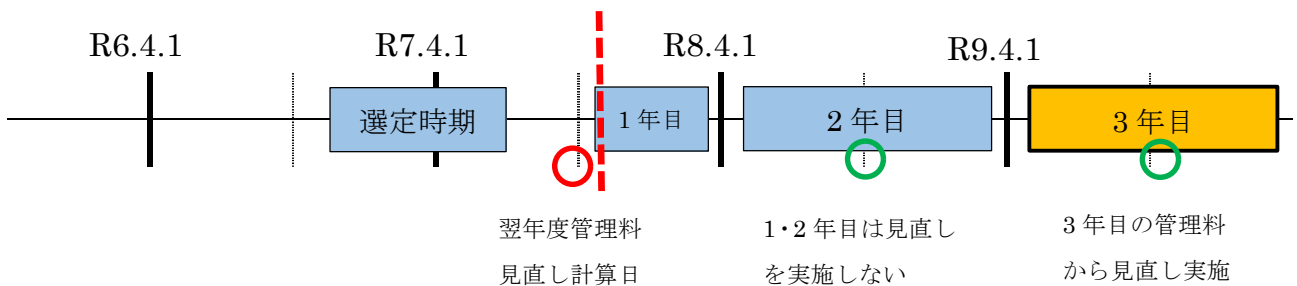
(2) 制度導入対象施設

- 令和7年4月1日以降に指定期間を開始するすべての指定管理者制度導入施設を、原則、賃金水準スライド方式の導入対象とします。
- 指定期間の開始が4月1日ではない施設については、見直し計算を行うまでに指定期間が開始している場合は、翌年度の指定管理料から見直し計算の対象とします。
- PFI法（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律）に基づく指定管理者制度導入施設については、個別の事業契約に基づくため、行政経営課と協議の上、賃金水準スライド方式の導入を判断することとします。

(通常の見直し反映イメージ：2年目の指定管理料から反映)



(翌年度の管理料見直し計算日後に指定開始する場合：3年目から反映)



(3) 対象となる職員の範囲（従事業務の範囲）

- 指定管理者から直接雇用されている職員であり、直接指定管理業務に従事する職員を対象とします。
- 再委託先の職員や人材派遣による職員、直接指定管理業務に従事しない職員は対象としません。

(4) 対象職員の雇用形態による分類

- ・対象となる職員は、雇用形態に応じて以下の区分に分類します。なお、下記の例は、想定される例であり、確定したものではありません。指定管理者の組織体制によって被雇用者の勤務形態は異なるため、実際の雇用状況に応じて適切に判断してください。

①正規雇用職員

- ・指定管理者において正規雇用職員として分類している職員
(例) 契約期間の定めのない職員、フルタイム労働をしている職員、月給制の職員

②臨時・非常勤等職員

- ・指定管理者において正規雇用職員として分類していない職員
(例) 臨時的に雇用された職員、所定労働時間・所定労働日数が正規雇用職員よりも短い職員、時給制の職員

(5) 対象となる人件費

- ・労働基準法第 11 条に規定される賃金のうち、賃金水準の変動による影響を受けるものを対象とします (賃金水準の変動により、連動して基本額等が変わるものを想定)。

労働基準法 (抜粋)

第 11 条 この法律で賃金とは、賃金、給料、手当、賞与その他名称の如何を問わず、労働の対償として使用者が労働者に支払うすべてのものをいう。

(対象例)

- 給与・賃金、賞与 (期末・勤勉手当)、社会保険料

(対象外例)

- 通勤手当、住宅手当、健康診断費

- ・上記例は想定される例として挙げていますが、指定管理者の給与形態等によって、手当等の名称や内容、取扱いは異なるため、指定管理者の取扱状況に応じて適切に判断してください。
- ・自主事業に費やす人件費については、自主事業が指定管理者の責任と経費負担で実施されるものであることから、自主事業のみ担当する職員の人件費は対象外とします。

(6) 賃金水準スライド方式の変動率

- ・賃金水準スライド方式に用いる変動率は雇用形態ごとに次の変動率を用います。

①正規雇用職員

- ・新潟市人事委員会が公表する民間給与実態調査における「民間の給与(月例給)」×(「12か月分」+「特例給の支給割合」)を前年度の同式と比較して算出した変動率

$$\text{変動率} = \frac{\{X \text{ 年度月例給} \times (12 + X \text{ 年度特例給割合})\} - \{(X-1) \text{ 年度月例給} \times (12 + (X-1) \text{ 年度特例給割合})\}}{\{(X-1) \text{ 年度月例給} \times (12 + (X-1) \text{ 年度特例給割合})\}} \times 100$$

②臨時・非常勤等職員

- ・新潟労働局が公表する新潟県最低賃金の額を前年度と比較して算出した変動率

$$\text{変動率} = \frac{X \text{ 年度新潟県最低賃金} - (X-1) \text{ 年度新潟県最低賃金}}{(X-1) \text{ 年度新潟県最低賃金}} \times 100$$

※変動率はともに小数点第3位を四捨五入します。

(7) 賃金水準スライド方式により算出された見直し額の取扱い

- ・賃金水準スライド方式により算出された見直し額(以下「賃金水準スライド額」という。)については、賃金水準スライド方式の導入趣旨を踏まえ、対象となる職員の人件費に充てるものとします。なお、職員への支払時期や方法等、実務上の取扱いについては、指定管理者の裁量によるものとします。ただし、人件費への充当が確認されない場合、改善指導の対象となることがあります。

(8) 賃金水準スライド方式の変動率がマイナスとなった場合の取扱い

- ・賃金水準スライド方式で用いる変動率は、雇用労働環境の目安となる指標を用いて算出しているため、社会情勢の変動に応じてマイナスとなる場合があります。変動率がマイナスとなった場合には、賃金水準スライド額もマイナスとなり、指定管理料を減額します。
- ・指定管理料を当初から支出していない場合や、減額する額が指定管理料を上回る場合は、納付金として市に納付するものとします。参考例は以下のとおりです。

<パターン①：賃金水準が上昇している場合（千円）>

指定管理料のみで管理運営を行っている施設

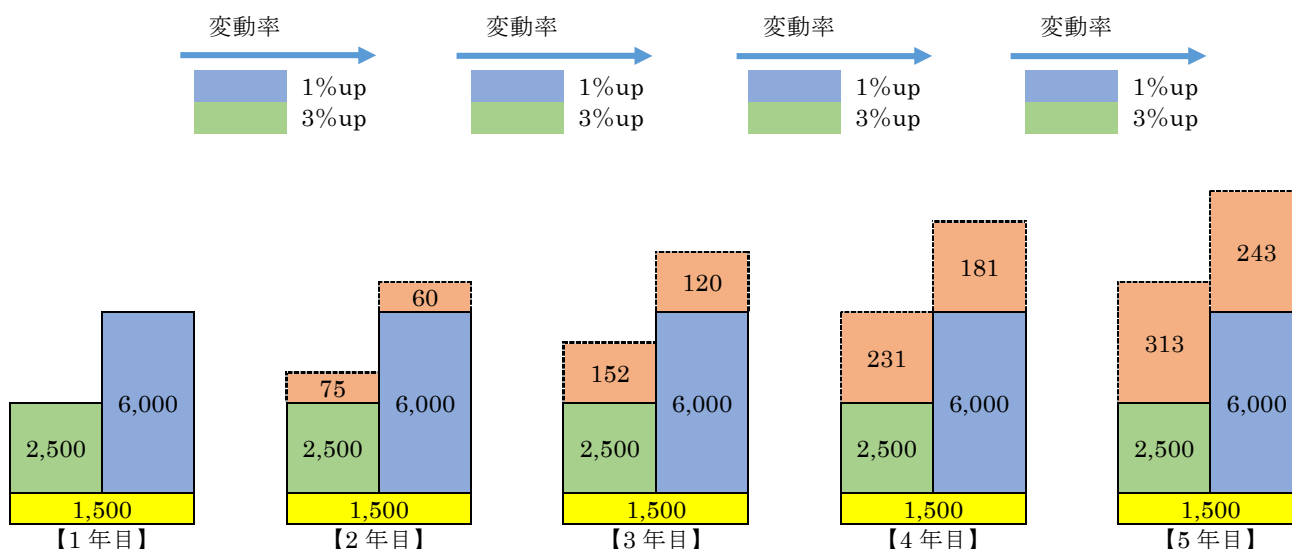
【設定例】

提案書に記載する賃金水準スライド対象人件費を、正規職員、臨時・非常勤職員ともに、5年間、同額で記載した場合を想定。人件費全体は10,000千円。賃金水準スライド対象人件費8,500千円及び対象外人件費1,500千円（5年間同額）。変動率の想定は下記のとおり

提案書（別記様式1）の記載：

雇用形態	賃金水準スライド対象人件費				
	(1年目)	(2年目)	(3年目)	(4年目)	(5年目)
正規雇用職員	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000
臨時・非常勤等職員	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500

- 臨時・非常勤等職員：
- 正規職員：
- 賃金変動影響なし分：賃金水準スライド対象外人件費（通勤手当等1,500千円/年）
- 賃金変動に伴い増（減）額される金額



指定管理料増減額 = 提案書記載の対象人件費 × (1+変動率) ※累積変動率 - 提案書記載の対象人件費

年目	雇用形態	増減額
1		なし
2	正規職員	6,000 (2年目対象人件費) × 1.01 - 6,000 (2年目対象人件費) = 60
	臨時・非常勤	2,500 (2年目対象人件費) × 1.03 - 2,500 (2年目対象人件費) = 75
3	正規職員	6,000 (3年目対象人件費) × 1.01 × 1.01 - 6,000 (3年目対象人件費) = 120
	臨時・非常勤	2,500 (3年目対象人件費) × 1.03 × 1.03 - 2,500 (3年目対象人件費) = 152
4	正規職員	6,000 (4年目対象人件費) × 1.01 × 1.01 × 1.01 - 6,000 (4年目対象人件費) = 181
	臨時・非常勤	2,500 (4年目対象人件費) × 1.03 × 1.03 × 1.03 - 2,500 (4年目対象人件費) = 231
5	正規職員	6,000 (5年目対象人件費) × 1.01 × 1.01 × 1.01 × 1.01 - 6,000 (5年目対象人件費) = 243
	臨時・非常勤	2,500 (5年目対象人件費) × 1.03 × 1.03 × 1.03 × 1.03 - 2,500 (5年目対象人件費) = 313

市が負担する賃金上昇分（指定管理料増減額）（千円）

	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	計
累積負担	—	135	272	412	556	1,375
対前年比	—	+135	+137	+140	+144	—

<パターン②：賃金水準が上昇し、その後下降する場合>

指定管理料のみで管理運営を行っている施設

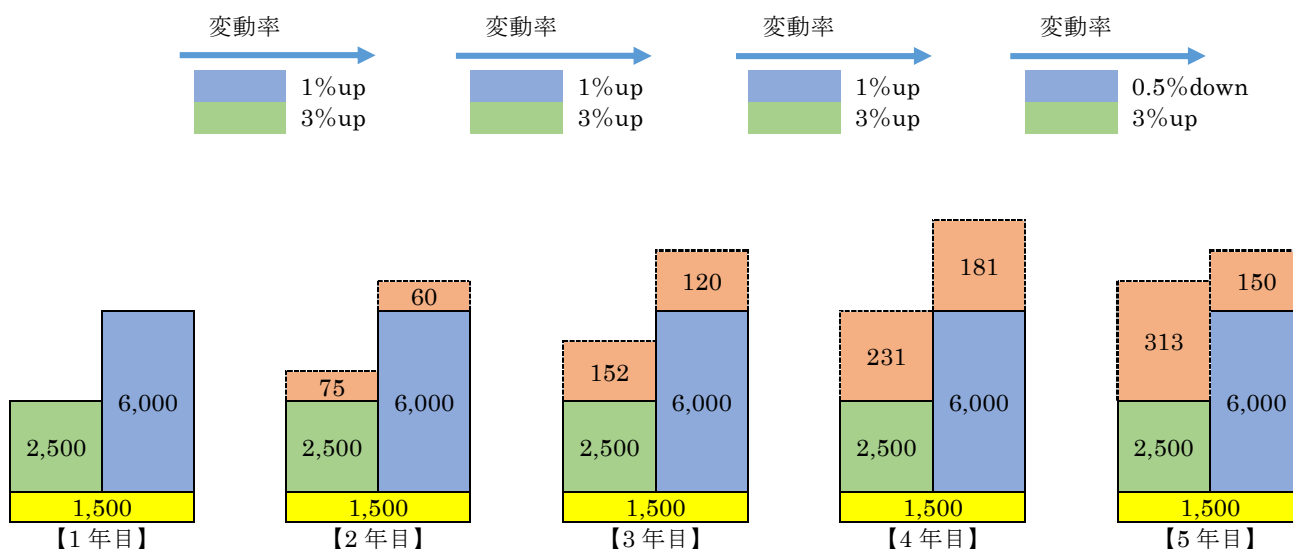
【設定例】

提案書に記載する賃金水準スライド対象人件費を、正規職員、臨時・非常勤職員ともに、5年間、同額で記載した場合を想定。人件費全体は10,000千円。賃金水準スライド対象人件費8,500千円及び対象外人件費1,500千円（5年間同額）。変動率の想定は下記のとおり

提案書（別記様式1）の記載：

雇用形態	賃金水準スライド対象人件費				
	(1年目)	(2年目)	(3年目)	(4年目)	(5年目)
正規雇用職員	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000
臨時・非常勤等職員	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500

■	臨時・非常勤等職員：
■	正規職員：
■	賃金変動影響なし分：賃金水準スライド対象外人件費（通勤手当等1,500千円/年）
■	賃金変動に伴い増（減）額される金額



指定管理料増減額 = 提案書記載の対象人件費 × (1+変動率) ※累積変動率 - 提案書記載の対象人件費

年目	雇用形態	増減額
1		なし
2	正規職員	6,000 (2年目対象人件費) × 1.01 - 6,000 (2年目対象人件費) = 60
	臨時・非常勤	2,500 (2年目対象人件費) × 1.03 - 2,500 (2年目対象人件費) = 75
3	正規職員	6,000 (3年目対象人件費) × 1.01 × 1.01 - 6,000 (3年目対象人件費) = 120
	臨時・非常勤	2,500 (3年目対象人件費) × 1.03 × 1.03 - 2,500 (3年目対象人件費) = 152
4	正規職員	6,000 (4年目対象人件費) × 1.01 × 1.01 × 1.01 - 6,000 (4年目対象人件費) = 181
	臨時・非常勤	2,500 (4年目対象人件費) × 1.03 × 1.03 × 1.03 - 2,500 (4年目対象人件費) = 231
5	正規職員	6,000 (5年目対象人件費) × 1.01 × 1.01 × 1.01 × 0.995 - 6,000 (5年目対象人件費) = 150
	臨時・非常勤	2,500 (5年目対象人件費) × 1.03 × 1.03 × 1.03 × 1.03 - 2,500 (5年目対象人件費) = 313

市が負担する賃金上昇分（指定管理料増減額）（千円）

	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	計
累積負担	—	135	272	412	463	1,282
対前年比	—	+135	+137	+140	+51	—

<パターン③：賃金水準が上昇、下降し、指定管理料がマイナスとなる場合>





指定管理料と利用料金で管理運営を行っていて、ほぼ利用料金で賄っている施設

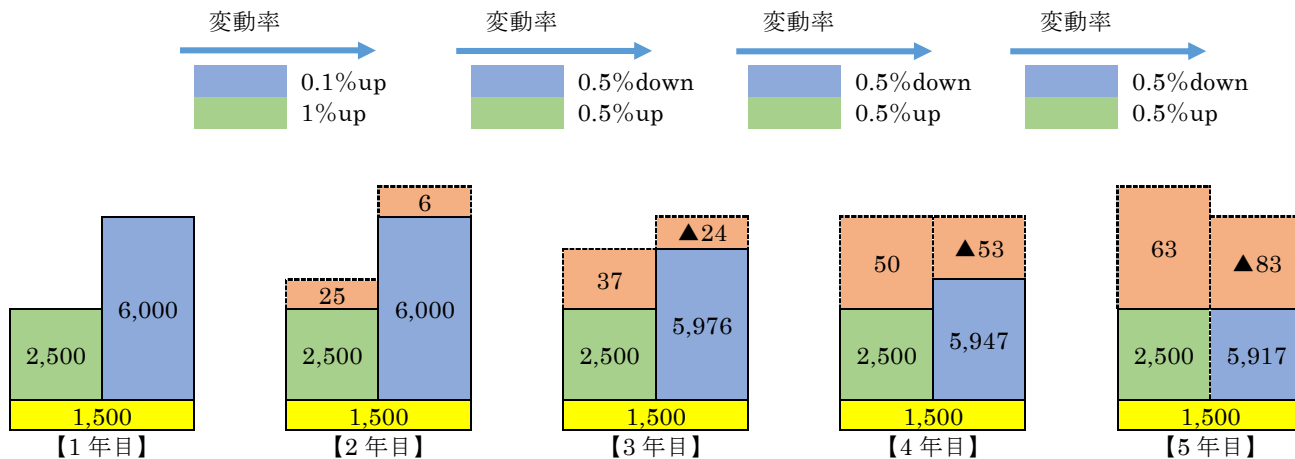
【設定例】

提案書に記載する賃金水準スライド対象人件費を、正規職員、臨時・非常勤職員ともに、5年間、同額で記載した場合を想定。人件費全体は10,000千円。賃金水準スライド対象人件費8,500千円及び対象外人件費1,500千円（5年間同額）。変動率の想定は下記のとおり

提案書（別記様式1）の記載：

雇用形態	賃金水準スライド対象人件費				
	(1年目)	(2年目)	(3年目)	(4年目)	(5年目)
正規雇用職員	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000
臨時・非常勤等職員	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500

	臨時・非常勤等職員：
	正規職員：
	賃金変動影響なし分：賃金水準スライド対象外人件費（通動手当等1,500千円/年）
	賃金変動に伴い増（減）額される金額



指定管理料増減額 = 提案書記載の対象人件費 × (1+変動率) ※累積変動率 - 提案書記載の対象人件費

年目	雇用形態	増減額
1		なし
2	正規職員	6,000 (2年目対象人件費) × 1.001 - 6,000 (2年目対象人件費) = 6
	臨時・非常勤	2,500 (2年目対象人件費) × 1.01 - 2,500 (2年目対象人件費) = 25
3	正規職員	6,000 (3年目対象人件費) × 1.01 × 0.995 - 6,000 (3年目対象人件費) = ▲24
	臨時・非常勤	2,500 (3年目対象人件費) × 1.01 × 1.005 - 2,500 (3年目対象人件費) = 37
4	正規職員	6,000 (4年目対象人件費) × 1.001 × 0.995 × 0.995 - 6,000 (4年目対象人件費) = ▲53
	臨時・非常勤	2,500 (4年目対象人件費) × 1.01 × 1.005 × 1.005 - 2,500 (4年目対象人件費) = 50
5	正規職員	6,000 (5年目対象人件費) × 1.001 × 0.995 × 0.995 × 0.995 - 6,000 (5年目対象人件費) = ▲83
	臨時・非常勤	2,500 (5年目対象人件費) × 1.01 × 1.005 × 1.005 × 1.005 - 2,500 (5年目対象人件費) = 63

市が負担する賃金上昇分（指定管理料増減額）（千円）

	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	計
累積負担	—	31	13	▲3	▲20	21
対前年比	—	+31	▲18	▲16	▲17	—

※変動率によっては指定管理料を減額することになりますが、減額しきれなかった場合において、市が支出する指定管理料はゼロとなり、指定管理者から減額しきれなかった分を市に納付金として納付するものとします。

【賃金水準スライド方式の運用スケジュール】

賃金水準スライド方式の運用に係る標準的なスケジュールは以下のとおりです。

段階	時期	市・申請者の対応	
選定年度	6月～8月	市	募集要項（申請要項）に賃金水準スライド方式の適用を記載 賃金水準スライド対象人件費提案書の提出依頼（他の申請書類と同様）
		指	指定申請の際に賃金水準スライド対象人件費提案書の提出
	9月～12月	市	1年目指定管理料予算要求 指定管理者の指定
		市 指	基本協定書に賃金水準スライド方式の規定を明記 1年目指定管理料確定⇒4月から1年目指定管理開始
見直し 計算年度	9月～12月	市	（都道府県別最低賃金等指標の公表） 賃金水準スライド対象人件費提案書と変動率による次年度に反映する賃金水準スライド額の積算及び次年度に反映する賃金水準スライド額の通知
		市	次年度指定管理料予算要求（賃金水準スライド額含む）
	1月～3月	市	次年度指定管理料の賃金水準スライド額の反映状況確認 （年度）協定書に賃金水準スライド額を反映 賃金水準スライド額の職員賃金への反映を指定管理者に依頼
見直し 反映年度	4月～3月	市	指定管理料の支払い 月次報告等モニタリングの機会を通して、実態を確認
見直し 反映翌年度	4月～5月	市	賃金水準スライド額の人件費反映状況の調査の実施
		指	賃金水準スライド額の人件費反映状況の調査の回答

※見直し計算年度、反映年度、反映翌年度の作業は、指定期間中並行することもあるため、手続等遺漏の無いようにしてください。また、指定期間最終年度は次年度指定管理料の反映作業はありません。なお指定期間終了後にも最終年度分の「賃金水準スライド額の人件費への反映状況に関する調査票」（別記様式3）の提出は必要となります。

<賃金水準スライド方式の運用フロー>

Step1：選定年度

○6月～8月

- ・指定管理者を募集する際に、募集要項を作成・公表しますが、募集要項には、対象となる人件費について「賃金水準スライド方式」を導入し、指定管理料が増減する場合があることや、市に納付金を納付する場合があることを明記します。また、「賃金水準スライド額」を算定するための「賃金水準スライド対象人件費提案書」（別記様式1）（以下「賃金スライド提案書」といいます。）を他の申請書類とともに用意します。
- ・「賃金水準スライド方式」の導入は、公募、非公募にかかわらず導入するため、非公募施設においても、指定管理者候補団体に確実に伝える必要があります。
- ・申請団体からは、他の申請書類と併せて、「賃金スライド提案書」（別記様式1）の提出を受けます。その際、収支計画書に記載されている人件費と齟齬が生じていないか確認し

てください。

- ・提出を受けた「賃金スライド提案書」(別記様式1)は、制度の運用状況を把握するため、行政経営課に提出することとします(今後の支出見込等の把握にも活用します)。
- ※「賃金スライド提案書」(別記様式1)に記載された人件費は、指定期間を通して賃金水準スライドを適用する基礎額になります。

○9月～12月

- ・指定管理者申請者評価会議を経て、指定管理者候補者を選定し、議会に指定議案を提案します。
 - ・収支計画書等を基に必要な指定管理料の予算要求を行います。
- ※従前の選定作業と変更はありません。

○1月～3月

- ・指定議案が可決されれば、指定管理者を指定します。
- ・指定管理1年目の事業計画、収支計画等を確認し、詳細項目を協議の上、協定を締結します。その際、基本協定書に「賃金水準スライド方式」を導入していることを明記します(施設によっては、基本協定書と年度協定書を合わせている場合もあります)

Step2: 見直し計算年度(指定管理1年目を想定)

○9月～12月

- ・雇用形態別の賃金水準を計る指標が公表された後、行政経営課にて変動率を算出し、施設所管課及び予算査定課に連絡します。
- ・施設所管課は、提出された「賃金スライド提案書」(別記様式1)と変動率を用いて次年度に反映する賃金水準スライド額を積算し、予算査定課に連絡するとともに、指定管理者に通知します(別記様式2:賃金水準スライド額が0円となった場合は増減なしの通知を、マイナスとなった場合は減額の通知を行います)。
- ・施設所管課は、次年度指定管理料の予算要求に際し、積算した賃金水準スライド額を加味して予算要求を行います。

○1月～3月

- ・施設所管課は、次年度指定管理料の査定結果に積算した賃金水準スライド額が反映されているか確認します。
- ・施設所管課は、指定管理者と交わす年度協定書(基本協定書と一体型の場合もあります)に賃金水準スライド額を反映させます。
- ・施設所管課は、指定管理者に対して賃金水準スライド額の職員賃金への反映を依頼します。

Step3: 見直し反映年度(指定管理2年目を想定)

○4月～3月

- ・施設所管課は、協定書に基づき指定管理料を支払い、月次報告等モニタリングの機会を

通じて実態を確認します。

Step4：見直し反映翌年度（指定管理3年目を想定）

○4月～5月

- ・施設所管課は、賃金水準スライド額の人件費への反映状況について、指定管理者に対し実態調査を行います（別記様式3）。
- ・指定管理者は、施設所管課が実施する実態調査に応じ、状況報告を行います。

【その他注意事項】

- ・指定期間中における職員の臨時的増員や年度途中の人員構成の一時的な変更に伴う人件費の変動については、指定管理者の負担とします。そのため、この場合において「賃金スライド提案書」（別記様式1）記載の対象人件費は変更しないものとします。
- ・一方で、複数年度にわたり、恒常的かつ大幅な職員構成等の変更が生じる場合は、合理的な範囲において、協議により「賃金スライド提案書」（別記様式1）の記載内容を変更することができるものとします。この場合において、指定管理者は、施設所管課の見直し計算が行われるまでに協議の申入れを行うこととします。
- ・市側の事情により指定期間中に管理運営業務の前提が変更となり、恒常的かつ大幅な職員構成等の変更が生じる場合も同様に協議の申入れ対象とします。
- ・賃金水準スライド額の人件費への反映状況に関する調査について、実態をより詳細に把握するため、指定管理者は、賃金台帳等必要な資料の提出依頼に協力するものとします。

賃金水準スライド対象人件費提案書

(あて先) 新潟市長

法人・団体名: _____

法人・団体所在地: _____

代表者名: _____

〇〇施設の指定管理を受託するにあたり、賃金水準スライドの対象となる人件費について、以下のとおり提案します。

1. 対象人件費 (円)

雇用形態	賃金水準スライド対象人件費				
	〇年度 (1年目)	〇+1年度 (2年目)	〇+2年度 (3年目)	〇+3年度 (4年目)	〇+4年度 (5年目)
正規雇用職員					
臨時・非常勤等職員					

2. 雇用配置 (予定) 人数

雇用形態 \ 年度	〇年度 (1年目)	〇+1年度 (2年目)	〇+2年度 (3年目)	〇+3年度 (4年目)	〇+4年度 (5年目)
正規雇用職員					
臨時・非常勤等職員					

【記入にあたり】

- ・「対象人件費」では、雇用形態別に対象となる人件費を記入してください。
- ・対象となる人件費は、賃金水準の変動を受けるものが対象となりますので、賃金水準の変動を受けない手当等は除外してください。(例：通勤手当、住宅手当など)
- ・雇用配置 (予定) 人数欄には、指定期間中における雇用予定人数を記入してください。
- ・収支計画上の人件費や指定管理料総額と齟齬が生じないように注意してください。
- ・本提案書記載の人件費、雇用配置 (予定) 人数について、指定管理開始後に実態と著しい乖離が見られる場合は、改善指導の対象となる場合があります。

新 ○ ○ 第 ○ 号
○ ○ 年 ○ 月 ○ 日

(指定管理者)

様

新潟市長 ○○ ○○
(担当：○○課)

賃金水準スライドによる○+1年度における指定管理料の増減額について（通知）

賃金水準スライドに用いる変動率及び当該変動率による○+1年度の指定管理料の増減額について、下記のとおり決定しましたので通知します。

年間事業計画書等の作成にあたり、適切に反映していただきますようお願いいたします。

記

1. ○年度に公表された賃金水準の変動率

雇用形態	変動率 (%)
正規雇用職員	
臨時・非常勤等職員	

2. 賃金水準スライドによる○+1年度の指定管理料増減額

_____円 ※減額の場合は▲表示

3. 賃金水準スライドによる指定管理料増減額の算出方法

指定管理料増減額 = 対象人件費 × (1+変動率) ※累積変動率 - 対象人件費
(100円未満切り捨て)

【注意事項】

- ・賃金水準スライドによる指定管理料増減額を含む指定管理料については、○+1年度予算の議決後、予算の範囲内で決定します。

【参考：賃金水準スライドによる指定管理料増減額】

※正は正規雇用職員、臨は臨時・非常勤等職員を指す。

変動率は%であり、各年度とも1を加えている。

■○+1年度： 円（正： 円 臨： 円）

$$\text{正} = \frac{\text{ }}{\text{○+1年度 対象人件費}} \times \frac{\text{ }}{\text{○年度 変動率}} - \frac{\text{ }}{\text{○+1年度 対象人件費}}$$

$$\text{臨} = \frac{\text{ }}{\text{○+1年度 対象人件費}} \times \frac{\text{ }}{\text{○年度 変動率}} - \frac{\text{ }}{\text{○+1年度 対象人件費}}$$

■○+2年度： 円（正： 円 臨： 円）

$$\text{正} = \frac{\text{ }}{\text{○+2年度 対象人件費}} \times \frac{\text{ }}{\text{○年度 変動率}} \times \frac{\text{ }}{\text{○+1年度 変動率}} - \frac{\text{ }}{\text{○+2年度 対象人件費}}$$

$$\text{臨} = \frac{\text{ }}{\text{○+2年度 対象人件費}} \times \frac{\text{ }}{\text{○年度 変動率}} \times \frac{\text{ }}{\text{○+1年度 変動率}} - \frac{\text{ }}{\text{○+2年度 対象人件費}}$$

■○+3年度： 円（正： 円 臨： 円）

$$\text{正} = \frac{\text{ }}{\text{○+3年度 対象人件費}} \times \frac{\text{ }}{\text{○年度 変動率}} \times \frac{\text{ }}{\text{○+1年度 変動率}} \times \frac{\text{ }}{\text{○+2年度 変動率}} - \frac{\text{ }}{\text{○+3年度 対象人件費}}$$

$$\text{臨} = \frac{\text{ }}{\text{○+3年度 対象人件費}} \times \frac{\text{ }}{\text{○年度 変動率}} \times \frac{\text{ }}{\text{○+1年度 変動率}} \times \frac{\text{ }}{\text{○+2年度 変動率}} - \frac{\text{ }}{\text{○+3年度 対象人件費}}$$

■○+4年度： 円（正： 円 臨： 円）

$$\text{正} = \frac{\text{ }}{\text{○+4年度 対象人件費}} \times \frac{\text{ }}{\text{○年度 変動率}} \times \frac{\text{ }}{\text{○+1年度 変動率}} \times \frac{\text{ }}{\text{○+2年度 変動率}} \times \frac{\text{ }}{\text{○+3年度 変動率}} - \frac{\text{ }}{\text{○+4年度 対象人件費}}$$

$$\text{臨} = \frac{\text{ }}{\text{○+4年度 対象人件費}} \times \frac{\text{ }}{\text{○年度 変動率}} \times \frac{\text{ }}{\text{○+1年度 変動率}} \times \frac{\text{ }}{\text{○+2年度 変動率}} \times \frac{\text{ }}{\text{○+3年度 変動率}} - \frac{\text{ }}{\text{○+4年度 対象人件費}}$$

賃金水準スライド額の人件費への反映状況に関する調査票

下記設問についてお答えください。設問中□がある場合は、該当するものを□から■もしくは☑に変更してください。

1. 指定管理者情報

施設名等を記入してください。

施設名： _____

指定管理者名： _____

代表者名： _____

記入者名： _____

2. 賃金水準スライド額の反映状況

(1) 賃金水準スライド額を人件費に活用（反映）しましたか

活用（反映）した ⇒ (2) へ

活用（反映）していない ⇒ (3) へ

(2) 賃金水準スライド額を人件費に活用（反映）した場合、どのように実施しましたか

賃金水準スライド額を原資として、月例給、時給のベースアップを実施した

平均改定金額はいくらですか

⇒ 月例単価 平均 _____ 円 から 平均 _____ 円 へ改定

時給単価 平均 _____ 円 から 平均 _____ 円 へ改定

団体独自の月例給、時給のベースアップに加え、賃金水準スライド額を原資として更にベースアップを実施した

平均改定金額は追加分含めていくらですか

⇒ 月例単価 平均 _____ 円 から 平均 _____ 円 へ改定

時給単価 平均 _____ 円 から 平均 _____ 円 へ改定

賃金水準スライド額を原資として一時金（特別賞与等）支給を実施した

平均いくら増額しましたか

⇒ 正規職員 平均 _____ 円

臨時・非常勤職員 平均 _____ 円

その他（下記にその内容を記入してください）

(3) 賃金水準スライド額を人件費に活用（反映）していない場合、その理由を記入して

ください。

3. 施設職員への周知状況

(1) 指定管理業務に従事する職員に対して、賃金水準スライド方式が適用されていることを周知していますか

- 労働条件通知書など文書で提示している
- 職場内掲示板等を活用して周知している
- 口頭で伝えている
- 周知していない⇒ (2) へ

(2) 賃金水準スライド方式の適用を職員に周知していない理由を記入してください。

4. 賃金水準スライド方式の効果的活用について

賃金水準スライド方式の運用や賃金水準スライド額の反映について効果的な手法があれば記入してください。(任意)

調査票記入は以上になります。ありがとうございました。

記入内容は、今後の運用方法の検討に活用し、統計的に処理しますが、特定の施設が分からないように配慮します。

また、記入内容について確認させていただく場合や実態をより詳細に把握するためサンプル調査を行う場合がありますので、その際にご協力のほどお願いします。